

総務科長 運転科長の発言を糾弾する

組合員のみなさん 国労・ユニオン組合員のみなさん

東海労組合員 神成さんに11月1日から出向の辞令が出されています。神成さんは、7月、出勤途中で体調をぐずして救急車で病院に運ばれました。しかし検査の結果、その病院でも掛かりつけの病院でも、また名古屋セントラル病院でも全く異常がありませんでした。

にもかかわらず神成さんは、3カ月以上の日勤を強いられています。しかし神成さんは異常がないのだから当然、乗務に復帰できると確信して、乗務に戻ることを強く訴えていました。しかし、10月15日に「出向予定」として会社見学をさせられ、18日には出向の内示が通告されました。

神成さんは、産業医との面談で「異常」がないことを確認しましたが、10年前の病気と現在の無呼吸症を理由に運転士も車掌も「不適」と、法律に基づく医適によるものではない、全く根拠のない会社＝「産業医の判断」で「不適」とされたのです。7月以前は異常なく乗務していたのです。

ところが、会社見学のはるか前に、総務科長と運転科長が神成さんに、優しい言葉で「車の運転はできますか。体に気をつけて下さい」、と言ったそうです。二人の優しい言葉の共通項は「車の運転」でした。

しかし、許せない事実が明らかになりました。総務科長と運転科長の、優しい言葉には周到な計画があったのです。何と、出向先は車通勤をしなければならない場所でした。しかし、自宅からは12キロ程の距離だったのです。これは、神成さんの「出向」を前提にし「運転免許証を持っている」「普段から車の運転をしてる」、という個人情報を、それとはなしに確認したということです。会社が練り上げた「出向」へ、というルールに乗せるべく個人情報の聞き出しなのです。

そのことを裏付けるように後日、総務科長は神成さんに「希望は全て叶っているでしょう」、と言ったのです。これは、有無を言わせない、特に東海労組合員には物を言わせないという労務管理そのものです。

この労務管理が当り前の職場になれば、病歴＝乗務不適＝出向 となります。具合が悪くても病院に行けません。病気の症状も言えません。まして「体調管理」もコッソリと、しかも密かにやらなければなりません。

「病気」を理由にした 有無を言わせない、労務管理を許さない！